

岩手県政 150 周年記念事業ロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「岩手県政 150 周年記念事業ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークは、別表に掲げるものをいう。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、岩手県に属するものとする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、県、市町村、岩手県政 150 周年記念事業実行委員会構成団体が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室長(以下「室長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、室長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他室長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第5条 室長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、岩手県政 150 周年記念事業のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をするものとする。この場合において、室長が必要と認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 室長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(様式第3号)を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書(様式第5号)を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、室長は許諾しないものとする。

- (1) ロゴマークを立体として表現したもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 岩手県政 150 周年記念事業の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条

に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合

- (7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用方法が適当でないと認められる場合
- (10) ロゴマークの使用の申請書をした者が下記の項目に該当する場合
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - ⑦ 上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (11) その他、ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第7条 ロゴマークの使用許諾の期間は、第5条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた日から2027（令和9）年3月末までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きロゴマークを使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

（許諾内容の変更等）

第10条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第2号）を室長に提出し、室長の許諾を受けなければならない。

2 室長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式第4号）を交付する。

（許諾の取消し等）

第11条 室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 室長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 室長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第12条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について岩手県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 岩手県は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 岩手県は、ロゴマークの使用を許諾したこと、不許諾したこと又は取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、岩手県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により岩手県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を岩手県に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 室長は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 16 条 この規程に関する事務は、岩手県ふるさと振興部ふるさと振興企画室が行う。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 12 月 15 日から適用する。